

【平成27年第5回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

平成27年12月15日 まちづくり委員長 吉岡 俊祐

○「議案第165号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 鉄道整備事業基金への積立ての基準及び条例改正による影響について

基金への積立ては平成6年度から開始しているが、平成15年度以降は原資の積立てはほとんど行っておらず、利息分のみ積み立てており、基本的には今回の条例改正に伴う積立金への影響はないと考える。

* 設置目的を拡充することによる当初目的である路線整備への影響について

これまでは、鉄軌道系の新規路線の建設及び新駅の設置を基金の設置目的としていたが、今回、バリアフリーへの対応や地域分断の改善などの課題への早期の対応や既存鉄道施設の有効活用が必要と考えたため、条例を改正するものである。

当初目的の路線整備の一つである横浜市営地下鉄3号線の延伸については、今後、予定されている事業の進捗状況や重要性、緊急性を踏まえながら効率的・効果的に基金を活用していきたい。

* 中野島駅の改札口新設への基金の活用について

今回の条例改正の趣旨である、鉄道施設に関する駅改良に該当する場合は、基金の活用も考えられるため、今後検討していきたい。

* 条例改正に伴う南武線駅アクセス向上等整備事業及び長編成化の取組の促進について

今般の条例改正は、南武線駅アクセス向上等整備事業及び長編成化の取組の推進のため、基金の目的の拡充を図るものであることから、今後、既存鉄道施設を効率的・効果的に活用しながら整備の推進に向けて取り組んでいきたい。

《意見》

* 今後の基金の運用に際しては国の動向も見据えた上で、国の資金を効率的に活用してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第174号 川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 建築審査会委員の選考基準について

建築審査会委員については、建築基準法により法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政の分野から選考することが定められており、本市においても主に大学教授を中心に、他都市における審査会の経験なども踏まえて総合的に判断し選考をしている。

* 建築審査会の開催頻度について

近年においては、毎年度、10～13回程度開催している。

《意見》

- * 現在、まちづくりは住民や地権者、事業者の間で様々な課題が存在している分野であるため、建築審査会委員の選考に際しては、住民の声に耳を傾けられ、まちづくり全体に見識の高い人物を選任してほしい。
- * 建築関連については昨今、様々な事件等も生じているため、様々な立場の委員が選任されている建築審査会では、より充実した議論となるよう心掛けてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第181号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」

《主な質疑・答弁等》

- * 新料金制度導入により影響を受ける神奈川県トラック協会からの要望への対応について

今般の新料金制度導入に当たっては、神奈川県トラック協会から、激変緩和措置として現行の利用料金の上限料金の維持、営業車を対象とした特別割引制度の創設、大口・多頻度割引制度及び最大割引率の恒久化、同一発着地点・同一料金に伴う割引制度の統一、車種区分の統一に係る激変緩和措置の継続について要望があった。これらの要望事項については、国及び首都高速道路株式会社に対し、新料金制度導入に伴う効果の検証を行い、必要な措置を講ずるよう要望していく。

- * 新料金制度導入がこの時期に提案された理由について

これまで、国の国土幹線道路部会において、高速道路ネットワークの効果的・効率的な利用や大都市圏の料金体系に関する施策の具体的な検討が進められてきた。その中で、現状の料金体系が道路ネットワークを有効に活用できるよう3環状道路を中心としたネットワーク整備の進展にあわせ、高速道路の機能を十分に発揮できる料金体系の見直しが必要との提言が出され、これに基づき首都高速道路株式会社が料金体制の見直しを判断し、この時期の提案となったものである。

- * 市内中小事業者への影響に関する実態把握について

新料金制度導入に伴う値上がり及び値下がりの影響は、各事業者の道路利用状況によって異なるため、詳細については本市も首都高速道路株式会社も把握していない。

《意見》

- * 新料金制度導入に際しては、神奈川県トラック協会等、影響を受ける事業者からの要望について国及び首都高速道路株式会社に対して要望書を提出するなど、適切に対応してほしい。
- * 今般の新料金制度導入は、市内の中小運送業者に対し負担増となる可能性が考えられ、また、一般車についても現金利用者にとっては負担増となるものである。新料金制度導入に当たっては、まず負担軽減策を講じ、各事業者や一般利用者の

合意を得るべきであり、経済状況が厳しいこの時期に実施する理由が不明確であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第182号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第183号 負担付きの寄附の受納について」

《主な質疑・答弁等》

* 川崎フロンターレのラグビー設備設置への理解及び対応について

ラグビー用ゴールポストの設置について川崎フロンターレと交渉を行った結果、事業費上、対応は困難とのことであったが、ゴールポストの基礎については整備していただけることとなった。

* ラグビー用フラッグポールの整備について

フラッグポールの整備については、川崎フロンターレからの受納、検査確認が終了した後、平成28年4月の供用開始までの期間に、基礎を整備することを目標としている。しかしながら、天候等により、川崎フロンターレによる整備の工期自体に遅れが生じることも考えられるため、28年4月に発注し、夏前までには整備したいと考えている。

* 最も市民利用率が高い時間帯に川崎フロンターレの優先枠を設ける理由について

川崎フロンターレの下部組織が、主に優先枠を利用することとなるが、この団体の構成員は18歳以下の青少年であり、平日の夕方が主な活動の時間帯となることから、このような優先枠を設置している。

* 川崎フロンターレによる優先枠利用の期限について

整備される人工芝の耐用年数が約10年位となるが、市が大規模な張替えを実施した段階で優先枠の設定を解消することとしている。

* 等々力緑地再編整備実施計画に等々力第1サッカー場が含まれなかった理由について

平成23年に策定した等々力緑地再編整備実施計画は、施設の老朽化等の課題に対応するための計画であるが、計画の策定に当たり、整備の優先度等を検討するために実施した各団体との協議の中では、当該サッカー場は整備候補に挙げられなかったため、再編整備実施計画に含めないこととしたものである。

* 現状の天然芝の有効活用について

小学校校庭の天然芝化への活用について、関係局と協議を重ねたが、新たな天然芝化は困難な状況とのことであった。そのため、今後、等々力緑地中央グラウンドの多目的広場等において、利用者に支障のない外周部に一部移植することを検討している。

《意見》

- * 公共用地に対して民間から寄附を受け整備する場合、ある程度のインセンティブを与えることは理解できるが、そこで行われるスポーツ団体の活動については本来、平等であるべきと考える。寄附に加え、本市が行える整備等は様々あると考えるため、供用開始までに市民誰もが利用できる状態となるよう整備してほしい。
- * ラグビー用ゴールポストやフラッグポールの基礎部分については、利用団体からくぼみが気になるとの意見もあるため、境目などが目立たないような整備をしてほしい。
- * 公共施設を利用する団体の一部に、縄張りを主張するような団体が存在するとの声を聞くため、当該施設においてそのようなことがないように、施設管理者として適正に対応してほしい。
- * 今回の整備により、関係団体の利用調整枠が設けられることから、現状、練習や大会等で校庭を提供している一部の学校の過度な負担を解消できるよう、効率的に施設を運営してほしい。
- * 天然芝の有効活用については、現状の芝の状態を維持しようとした場合、多大なコストを要することは理解するが、雑草と混在した形で育成をすれば校庭等で十分に活用できるとの実証例もあるため、今後、研究してほしい。
- * 当該サッカー場の整備に関しては、本来、市で実施し市民利用の機会を増加させるべきと考える。優先枠を設けることで、時間帯によっては市民利用の機会が減少することも考えられるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決